

令和3年1月28日

布施薬剤師会

会長 山下 正洋 様

東大阪市長 野田 義和

(公印省略)

老人医療費助成制度の経過措置終了について(お知らせ)

平素は、本市医療助成業務に格段のご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、老人医療（一部負担金相当額等一部助成）費助成制度が平成30年4月に廃止され、3年間の経過措置が設けられておりましたが、令和3年3月31日をもって経過措置が終了しますので再度お知らせいたします。

月遅れや過誤請求等で未請求のものにつきましては、令和3年3月診療分以前のものであれば、経過措置終了後も時効の期間が経過していないものについては請求が可能ですが、お早めに請求していただきますようお願いいたします。

なお、対象者に対して、令和3年1月18日に別紙『老人医療証をお持ちの方へ』を送付させていただいております。

お忙しいところお手数をおかけしますが、貴会の各医療機関等に周知していただきますようお願いいたします。

	公費番号	経過措置の対応
老人医療	88270285 89270284 90270281	令和3年3月31日をもって終了

また、制度改正により令和3年4月1日より重度障害者医療・ひとり親家庭医療・子ども医療について、精神病床への入院も助成の対象となりますので、再度お知らせいたします。

<問合せ先>

〒577-8521

東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市民生活部医療助成課

電話 06-4309-3166（直通）

令和 3 年 1 月

老人医療証をお持ちの方へ

令和 3 年 3 月 31 日で**老人医療証は使えなくなります**

老人医療費助成制度は平成 30 年 4 月に廃止され、3 年間の経過措置として助成の対象となっていました。皆様には適用されていた経過措置期間は令和 3 年 3 月 31 日をもって終了します。

〈老人医療証〉

老人医療証（一部負担率軽減等一貫制度）		医療証
公費負担者番号		
受給者番号		
市	区	町
番	号	
（表面）		
氏名		
住所		
有効期限		
発行機関		
事務1課		
交付年月日		
見本		
この証は、大阪府以外では使えません。		

注意事項	
1. この医療証は、医療費の負担を軽減することができるものであるが、大切に保管してください。	
2. 医療費を支給する場合は、医療費証（又は領収証）とこの医療証を提示し、医療費の負担を軽減してください。	
3. 有効期限が満了した場合は、この医療証は使えなくなりますのでご注意ください。	
4. 失窃、盗用、損壊、滅失、その他の事由により、この医療証が失われた場合は、すみやかにこの医療証を返却してください。	
5. この医療証を偽造、変造、転売、譲渡、貸与、その他の事由により、この医療証が失われた場合は、すみやかにこの医療証を返却してください。	
老人医療費助成制度の経過措置は 令和3年3月31日で終了します	

●令和3年4月以降の医療費の自己負担額について

令和 3 年 4 月 1 日以降は、ご加入の健康保険の負担割合（1 割～3 割）に応じた負担が必要となります。なお、他の公費（特定医療費（指定難病）受給者証や自立支援医療受給者証（精神通院）など）を適用されている方は、それぞれの公費の限度額を負担してください。

●令和3年3月以前分の払戻しの申請について

令和 3 年 3 月診療分以前の他府県受診分や治療用装具の申請など未申請のものは令和 3 年 4 月以降も時効の期間が経過しない限り可能ですが、お早めに申請していただきますようお願いいたします。

〈問合せ先〉

東大阪市荒本北一丁目1番1号

電 話：06-4309-3166

東大阪市 市民生活部 医療助成課

FAX：06-4309-3805